

別紙

変更理由

尾道市

(公共下水道の事業費の変更)

管渠の敷設について、当初計画においては基本設計に基づき、掘削深 3.5m までを開削工法、3.5m 以上は推進工法を採用したが、詳細設計時に試験掘削を行ったところ、掘削深 3.0m 以上で湧水やシルト系の軟弱地盤が確認され、施工が困難であることが判明した。

よって、掘削深 3.0m までを開削工法、3.0m 以上を推進工法に変更する必要が生じたため、事業費を増額するものである。